

04 / 優遇制度（親族/弟妹）

山本学園親族入学優遇制度（学園創立100周年記念）

惺山高等学校に入学する生徒の父母、兄弟姉妹または本人が、山本学園が設置する幼稚園、高等学校、専門学校の卒業生または在校生の場合、入学金の一部を減免する制度です。

学園創立100周年を迎えたことを記念して、これまで山本学園を応援してくださった卒業生の皆様へ感謝の思いを込めて実施します。

1.減免額

施設充実費の一部 30,000円

2.減免該当者

- ①入学者の父母が、幼稚園、高等学校、専門学校の卒業生。
- ②入学者の兄弟姉妹が、幼稚園、高等学校、専門学校の卒業生または在校生。
- ③入学者本人が、幼稚園の卒園児。

※上記の“幼稚園”は、「竹田幼稚園」、「竹田西部幼稚園」。“高等学校”は、「惺山高等学校」、「山本学園高等学校」、「竹田女子高等学校」。“専門学校”は、「専門学校山形V.カレッジ」、「山形総合ビジネス専門学校」、「山形コンピュータビジネス専門学校」、「竹田家政専門学校」とする。

※この制度は、惺山高等学校「奨学生制度」（P 4 参照）と重複して受けられるものとする。

※この制度と下記「惺山高等学校弟妹優遇制度」がともに該当する場合は、「惺山高等学校弟妹優遇制度」のみを適用する。

※この制度に家族の中で複数該当者がいる場合は、代表 1 名のみ申請書へ記載する。

3.申請方法

出願書類に加えて別紙「山本学園親族入学優遇制度・惺山高等学校弟妹優遇制度申請書」を書類受付日に提出する。

※申請書は、本校ホームページからダウンロードできます。

惺山高等学校^{てい まい}弟妹優遇制度

惺山高等学校に在籍する生徒の弟妹が本校へ入学する場合、入学時納入金のうち施設充実費を免除する制度です。

1.免除額

施設充実費全額 80,000円

※この制度は、惺山高等学校「奨学生制度」（P 4 参照）と重複して受けられるものとする。

※この制度と上記「山本学園親族入学優遇制度」がともに該当する場合は、「惺山高等学校弟妹優遇制度」のみを適用する。

2.申請方法

出願書類に加えて別紙「山本学園親族入学優遇制度・惺山高等学校弟妹優遇制度申請書」を書類受付日に提出する。

※申請書は、本校ホームページからダウンロードできます。